

国保料引き下げ・介護改善署名にご協力を

名古屋の国保
と高齢者医療
をよくする市
民の会

<国民健康保険に関する解説>

国保料を大幅に引き下げ、 安心して医療が受けられるように

国の補助金削減が最大の問題

国保の危機は、1984年以降の国庫負担の大幅削減が最大の理由です。

●国保への国庫負担金は半減

国保収入に占める国庫支出金割合 1984年 49.8% → 2008年 24.1%

●保険料はうなぎのぼり

1人当たり保険料(税) 1984年 39,020円 → 2008年 90,614円 (2.3倍)
(加入世帯の平均所得 1984年 179万円 → 2007年 167万円)

●社会保険と比べて極めて高い国保料 一名古屋市の国保料は、協会けんぽの2倍一

【例】40歳代夫婦と子ども2人の世帯、所得300万円(給与収入約443万円)の場合
名古屋市国保:41万円、協会けんぽ:21万円(本人負担分)

●所得に占める保険料割合(全国平均)

国保10.5% 協会けんぽ4.0% 健保組合3.1%

後退する名古屋市の国保行政

名古屋市の国保は、保険料の低さ、優れた独自減免制度、一般会計からの繰り入れの努力、極めて少ない資格証明書の発行など、全国に誇れる優れた制度と言われてきました。

しかし、今では政令市の中でも高い保険料となり、保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書(窓口で10割負担)発行と差し押さえが急激に増加しています。また、一般会計からの独自繰り入れは半減、保険料減免対象の縮小など国保制度の後退が続いています。

さらに、国保料については2013年から所得割算定方式が変更され、低所得世帯などの保険料の大幅引き上げが危惧されます。

このままでは憲法に基づいて国民のいのちと健康を支える社会保障制度としての国保の役割が果たせなくなります。

私たちが求める国保改善要求

【請願項目】

<国民健康保険の改善>

1. 国保料を大幅に引き下げてください。
2. 国保料の減免制度を拡充してください。
3. 国保の資格証明書・短期保険証の発行はやめてください。

国保料を大幅に引き下げて！

あまりにも高い名古屋市の国保料

名古屋市国保の保険料は、2008年度から、保険料未納分の一部と葬祭費、出産育児一時金などの費用を保険料に上乗せして、大幅に引き上げました。さらに、2010年度は国保加入者の税込減を理由にして、所得割の保険料率を大幅に引き上げました。

そのため、名古屋市の保険料(2010年度予算)は、5大都市で最も高い保険料になっています。3年前(2007年度)は、高い方から4番目(低い方から2番目)であったことを考えると、名古屋市の引き上げ幅の異常さが分かります。

また、一般会計からの独自繰入額も7年前と比べると半減しているのも、保険料の引き上げに影響しています。

請願署名で国保料引き下げの世論づくりを！

今年3月の市議員選挙では、「市民税10%減税をやめれば国保料年12,000円値下げできる」(民主党市議団)、「国保料の値下げを約束します」(自民党議員)、「国保料をひとり1万円引き下げ」(共産党市議団)との公約が示され、高い国保料の引き下げの必要性が各党の共通認識でした。

しかし、4月に私たちが提出した「保険料引き下げなどを求める請願」は、共産党以外の各党の反対で不採択となりました。

あまりにも高い国保料の引き下げを実現するには、世論の力が必要です。

名古屋市国保の平均保険料の推移

| 年 度 | 1人当たり 平均保険料 | 値上げ額 |
|--------|----------------|---------|
| 2005年度 | 71,762円 | — |
| 2006年度 | 73,404円 | 1,642円 |
| 2007年度 | 76,991円 | 3,587円 |
| 2008年度 | 87,236円 | 10,245円 |
| 2009年度 | 93,931円 | 6,695円 |

※2008・2009年度は、医療分と支援金分の合計

一般会計からの独自繰入の推移

| 年 度 | 一般会計からの独自繰入 | |
|--------|-------------|-------|
| | 1人当たり年額 | 繰入総額 |
| 2002年度 | 29,356円 | 224億円 |
| 2003年度 | 24,985円 | 195億円 |
| 2004年度 | 20,202円 | 160億円 |
| 2005年度 | 19,408円 | 154億円 |
| 2006年度 | 20,507円 | 163億円 |
| 2007年度 | 13,865円 | 109億円 |
| 2008年度 | 16,920円 | 104億円 |
| 2009年度 | 15,873円 | 97億円 |

※2008年度までは決算

※2009年度は決算見込み

国保1人当たり平均保険料と順位(5大都市比較)

| 都市名 | 2007年度 | 順位 | 2010年度 | 順位 |
|------|--------|----|--------|----|
| 名古屋市 | 76,262 | 4 | 90,729 | 1 |
| 横浜市 | 80,014 | 1 | 86,541 | 2 |
| 京都市 | 78,905 | 2 | 82,336 | 4 |
| 大阪市 | 73,357 | 5 | 73,131 | 5 |
| 神戸市 | 77,726 | 3 | 86,042 | 3 |

※2010年度は、医療分と支援金分の合計

国保料の減免制度の拡充を！

求められる保険料の減免制度の拡充！

●生まれたばかりの赤ちゃんにまで保険料？！

社会保険では、子どもや被扶養者には保険料は課せられませんが、国保の場合は生まれたばかりの赤ちゃんにまで保険料がかかっています。

本来、子どもには保険料をかけるべきではありません。一宮市では、2010年度から18歳未満の子どもの均等割保険料を3割軽減しています。



●所得減少による減免要件は緩和を！

所得激減の場合の減免制度が名古屋の場合、豊橋市と比べて要件が厳しくなっています。緩和すべきです。

<名古屋市>

前年所得1000万円以下で、当年見込み所得が264万円以下、かつ、所得減少割合8/10以下

<豊橋市>

前年所得600万円以下で、所得減少割合8/10以下

※名古屋市の「当年見込み所得が264万円以下」の要件が厳しすぎます。豊橋市は「当年見込み所得」の要件を設けていません。

保険料算定方式の変更に対応した減免制度が必要

国は、国保料(税)の所得割額の算定方式を、2013年度から基礎控除後の総所得金額等を算定の基礎とする方式(旧ただし書き方式)に一本化することを決めました。

これが実施されると、名古屋市が採用している「住民税方式」による保険料算定方式が認められなくなります。

「旧ただし書き方式」に変更されると、扶養控除や障害者控除・寡婦控除などが考慮されなくなるために、低所得世帯や扶養家族の多い世帯、社会的弱者の世帯の保険料が大幅に引き上がります。

今年4月から、「住民税方式」を「旧ただし書き方式」に変更した東京23区の場合、急激な保険料値上げで、各区役所に苦情や相談が殺到。足立区では僅か2週間で1万件を超えています。

「旧ただし書き方式」への変更自体を実施すべきではありませんが、仮に変更する場合は、急激な負担増となる世帯を救済するための恒久的な減免制度が必要です。

東京都の値上げ事例

◎板橋区(1人が障害者の5人家族)
年22万円→46万円

◎大田区(1人が障害者の3人家族)
年9.9万円→18万円超

保険証取り上げ・資格証明書の発行は、市民との縁切り宣言

①資格証明書とは、どんな制度か？

- ・国保料滞納世帯から保険証を取り上げ、資格証明書を発行する制度です。資格証明書が発行されると、医療機関で医療費の10割(全額)を払わなければならないため、一般の国保の加入者と比べ、受診率が50分の1に下がると言われています。
- ・受診を我慢して、病状の悪化や手遅れで死亡する例が後を絶ちません。民医連調査では「2010年度の1年間に、受診の遅れで71人が死亡した」と報じられています。(中日新聞)

②名古屋市は、資格証明書を乱発

- ・名古屋市を除く愛知県合計は、最近減少していますが、名古屋市は、逆に急増させており、今では名古屋市を除く市町村の合計の2倍を超える資格証明書を発行しています。

③資格証明書の発行は、市民との縁切り宣言＝国民皆保険制度の否定

- ・2006年当時の保険年金課長は「資格証明書は、市民との縁切り宣言のようなもの。ますます滞納者の足が役所から遠のいてしまう」と述べていました。(2006年7月4日・朝日新聞報道)
- ・資格証明書の発行は収納対策に役立たず、「国民皆保険制度」を否定するものです。

④差し押さえも急増（名古屋市 2006年度24件→2010年度1,254件）

- ・最近、名古屋市でも、分納している世帯にまで差し押さえ予告通知が出されるなど、生活実態を無視した差し押さえの動きが急激に増加している点も問題です。



資格証明書発行数の年度別推移

| 年月日 | 愛知県 | 名古屋市 | 名古屋市以外 |
|-----------|-------|-------|--------|
| 2000年6月1日 | 53 | 0 | 53 |
| 2001年6月1日 | 1,659 | 0 | 1,659 |
| 2002年6月1日 | 2,522 | 4 | 2,518 |
| 2003年6月1日 | 2,474 | 8 | 2,466 |
| 2004年6月1日 | 2,730 | 9 | 2,721 |
| 2005年6月1日 | 2,322 | 15 | 2,307 |
| 2006年6月1日 | 2,328 | 18 | 2,310 |
| 2007年6月1日 | 2,831 | 662 | 2,169 |
| 2008年6月1日 | 3,072 | 1,088 | 1,984 |
| 2009年6月1日 | 3,882 | 2,037 | 1,845 |
| 2010年6月1日 | 5,086 | 3,490 | 1,596 |

介護保険に関する解説

高すぎる保険料・利用料を引き下げ、 安心して介護が受けられるように

介護保険制度がスタートして11年。高い保険料や利用料など重い費用負担が、サービス利用や施設への入所の足かせになっています。介護用ベッドや訪問介護サービスなどの利用の制限や特別養護老人ホームの建設が進まず、全国42万人、愛知で26,472人、名古屋市で5,813人が入所を待っています。待機者解消のために、特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの基盤整備が早急に求められます。

介護のための離職。「老老介護」や「認認介護」など家族が担う介護負担は深刻です。

国は、2011年に介護保険制度を「改正」し、2025年にむけ、介護・予防・住まい・生活支援を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を中学校区毎に確立し、在宅でも「施設と同等」の医療・介護サービスが受けられる「将来構想」を打ち出しましたが、その担い手は「自助・互助・共助」で自己責任と地域まかせで深刻な実態の改善には繋がっていません。

また、医師がおこなっていた「急変時の対応、看取り」を看護師に、看護師が行っていた痰の吸引、胃ろうなど経管栄養などの「基礎的医療ケア」を介護福祉士に担わせるなど「機能再編」をすすめようとしています。

誰でも安心して必要な介護が受けられるように、介護保険料の引き下げや利用料の減免、「要支援者」が今までどおり介護サービスが受けられるよう改善させていきましょう。



私たちが求める介護改善要求

【請願項目】

<介護保険の改善>

1. 介護保険料を大幅に引き下げてください。
2. 介護保険料および利用料の減免制度を新設してください。
3. 要支援者がいままでどおり介護サービスが受けられるようにしてください。

介護保険料を大幅に引き下げて！

介護保険は利用量が増えれば国と市の負担が増えないかぎり保険料が上がるしくみになっています。

制度が始まって3年ごとの見直しで毎回保険料は大幅に引き上げられ負担が大変。国の負担分 20%+5%（調整交付金）の引き上げや、保険料減免への一般会計からの繰り入れ制限の撤回などが必要です。

来年の改定では、厚労省も保険料が上がらないように基金の取り崩しと負担能力に応じた保険料の多段階設定を打ち出しています。愛知県の財政安定化基金125億円（1人当たり約8,600円）と名古屋市の介護給付費準備基金50億円（1人当たり約10,800円）を取り崩し、現在の9段階から多段階への改善で大幅な引き下げをさせましょう。

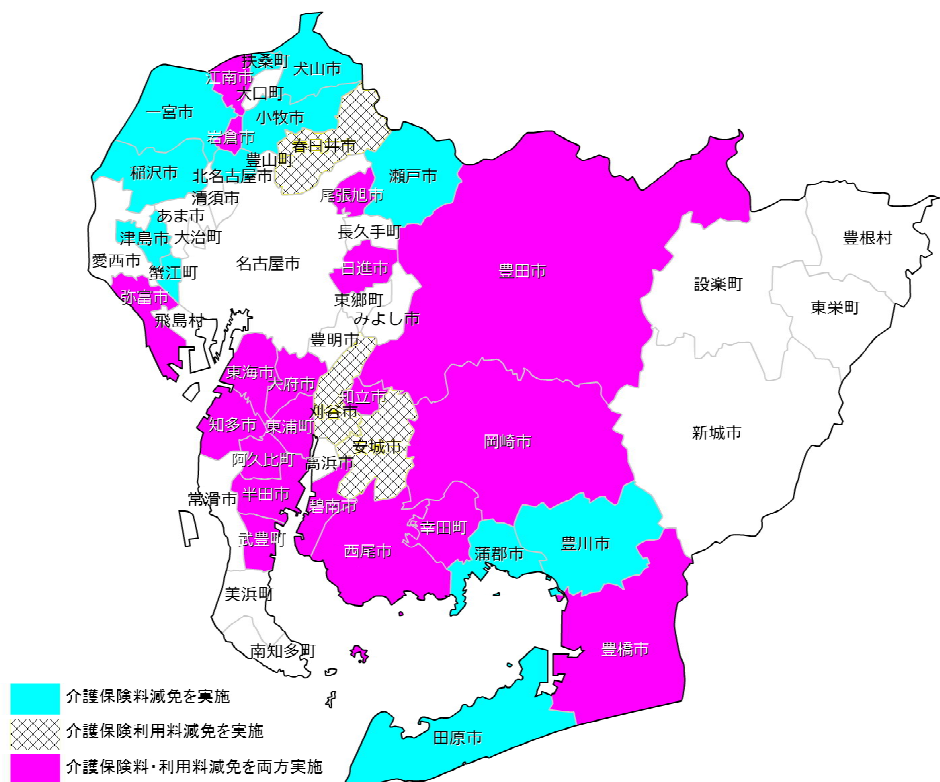
| 年度 | 1人当たり 基準保険料 | 値上げ額 |
|-------|----------------|--------|
| 2000年 | 2,870円 | — |
| 2003年 | 3,153円 | 483円 |
| 2006年 | 4,398円 | 1,245円 |
| 2009年 | 4,149円 | -249円 |
| 2012年 | ? | ? |

介護保険料・利用料の減免制度をつくって！

在宅介護サービス利用率は50%を割っており、利用者は月1万円を超えない範囲で利用し、「懐具合」で利用が制限されているのが実態です。とくに、低所得者にとって利用料負担の減免で必要なサービスが受けられるようにしていくことが必要です。

県内では、介護保険料減免は、31市町村（57.4%）で、利用料減免は25市町（46.3%）で実施されています（右下図）。

この間、社保協や市民ぎせい許すな連絡会で「減免制度の新設を」と要求していますが、名古屋市は、「国の方針でできない」「高額介護サービス費等で一定の配慮がされている」の一点張りです。サービス利用を懐具合で制限している実態を改善し、安心して介護サービスを受けられるようにしていくことが必要です。



要支援者が今までどおりのサービスが受けられるように！

今回の介護保険の「改正」で新たに、名古屋市の判断で「予防給付と生活支援サービスの総合的な実施を可能とする」規定が盛り込まれました。「予防給付と生活支援サービスの総合化」が実施されると、介護保険の家事援助や機能訓練など予防給付対象の要支援1・2と介護保険非該当者向けの見守り、配食サービスなど生活支援サービスを一本化した新たなサービスをつくり、要支援と認定されても、介護保険給付のヘルパーやデイサービスを利用させずに、「総合事業」に移行させてしまうことができるようになります。

認定されても保険給付が受けられなくなる

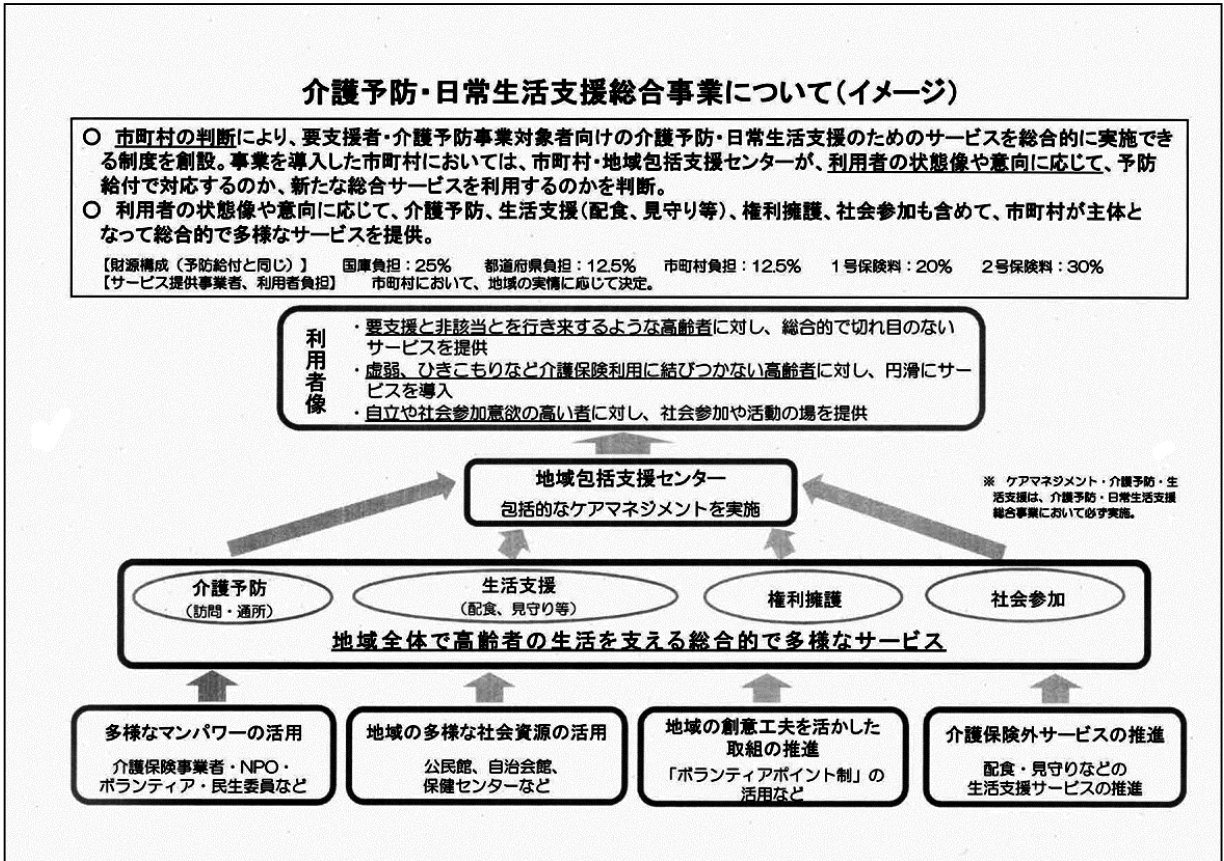
「総合事業」は介護保険の指定サービスではないので人員も設備、運営基準も曖昧です。財源も「地域支援事業」に位置づけられ安上がりで不十分なサービスになりかねません。

要介護認定で「要支援1」「要支援2」と認定されても、現在は在宅サービスが利用できますが、「総合事業」が導入されると、現在のような介護サービスを利用するか、「総合事業」を利用するかを自分で決められず、「市町村が判断する」となっています。

制度の実施や運営基準、利用料などは自治体が決める

「総合事業」を実施するか、しないかだけでなく、「総合事業」の運営の基準や事業所への給付額、利用料も市町村の決定となっています。

名古屋市に「総合事業」を実施しないで、介護予防サービスを充実させ、要支援の利用者が今までどおり介護保険サービスが受けられるように求めていくことが必要です。



国民健康保険と介護保険の改善を求める請願書

名古屋市会議長 様

請願趣旨

雇用、暮らしがさらに厳しさを増す中で、国保と介護の改善は多くの市民の切実な願いです。名古屋市の国民健康保険制度は全国に誇れる優れた制度と言われてきましたが、現在は政令市の中でも高い保険料となり、資格証明書（窓口で10割負担）の発行も急激に増えています。また国保料については2013年から算定方式が変更され、低所得世帯などの保険料の大幅引き上げが危惧されます。このままでは国民のいのちと健康を支える社会保障制度としての国保の役割が果たせなくなります。

介護保険制度はできて11年になりますが、利用料など重い負担のため利用の手控えや、なかなか入所できない特別養護老人ホームなど、問題は山積みです。家族の負担は深刻で「介護殺人」も後を絶ちません。高齢者の負担を軽減し、介護施設や介護サービスを増やして、誰もが安心して利用できるよう制度の充実が求められています。

私たちは、国保制度と介護制度の改善のために、下記の事項について請願します。

請願事項

<国民健康保険の改善>

1. 国保料を大幅に引き下げてください。
2. 国保料の減免制度を拡充してください。
3. 国保の資格証明書・短期保険証の発行はやめてください。

<介護保険の改善>

1. 介護保険料を大幅に引き下げてください。
2. 介護保険料および利用料の減免制度を新設してください。
3. 要支援者がいままでどおり介護サービスが受けられるようにしてください。

*お名前・ご住所の個人情報は、請願以外には使用いたしません。

| 名 前 | 住 所 |
|-----|-----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

| |
|--|
| |
|--|

名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会

名古屋市北区柳原3-7-8 TEL 052-961-1983 FAX 052-971-4326